

加古川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「加古川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、加古川水系における、みくまりダム、鏝市ダム、八幡谷ダム、佐仲ダム、藤岡ダム、権現第一・第三ダム、鴨川ダム、呑吐ダム、大川瀬ダム、糝屋ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要なダム熟练操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、姫路河川国道事務所河川管理第一課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和4年6月1日改正

令和8年4月1日改正（構成員役職の変更）

<構成員>

機関名	役職	備考
近畿地方整備局	姫路河川国道事務所長	河川管理者
兵庫県 土木部	河川整備課長	
兵庫県 土木部	総合治水課長	
兵庫県 神戸県民センター	神戸土木事務所長	
兵庫県 阪神北県民局	宝塚土木事務所長	
兵庫県 東播磨県民局	加古川土木事務所長	
兵庫県 北播磨県民局	加東土木事務所長	
兵庫県 丹波県民局	丹波土木事務所長	
近畿農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官	ダム管理者
近畿農政局 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	淀川水系土地改良調査管理事務所次長	
兵庫県 土木部	総合治水課長	
兵庫県 農林水産部	農地整備課長	
兵庫県 丹波県民局	篠山土地改良事務所長	
兵庫県 丹波県民局	丹波土木事務所長	
兵庫県企業庁	水道課長	
近畿農政局	淀川水系土地改良調査管理事務所長	ダム利水者
東播用水土地改良区	理事長	
兵庫県 東播土地改良区	事務局長	
篠山川沿岸土地改良区	理事長	
兵庫県企業庁	水道課長	
丹波篠山市	上下水道部 上下水道課長	
小野市	水道部長	
加東市	上下水道部長	
加古川西部土地改良区	事務局長	
神戸地方気象台	防災管理官	関係行政機関

<オブザーバー>

機関名	役職	備考
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	